

防疫職員官制は、これを廢止する。

地方待遇職員令の一部を次のように改正する。

第十二條第一項第一號を削除する。

勞働基準局は、第七條ノ二に規定する事項を掌る外、勞働省設置に際し同省に設置せらるべき婦人兒童局及び勞働統計調査局の所掌事項、職員、豫算その他これが設置につき、必要な準備事務を掌る。

厚生省分課規程中改正

(昭和二十二年五月二日)

第三十條 勞政局ニ左ノ三課ヲ置ク

勞政課

勞働組合課

調査課

第三十一條中第一號を次のように改める。

一 勞働關係調整ニ關スル一般政策ニ關スル事項

第三十三條 調査課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 勞働教育ニ關スル事項

二 内外勞働事情及一般勞働關係法制ニ關スル調査研究ニ關スル事項

三 勞政局所管ノ行政ニ從事スル職員ノ教養訓練ニ關スル事項

第三十四條 勞働基準局ニ左ノ七課ヲ置ク

監督課

安全課

衛生課

給與課

鑛山課

婦人兒童課

勞働統計課

第三十五條 監督課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 工場其ノ他ノ施設ノ監督ニ關スル事項

二 一般勞働者ノ勞働條件ニ關スル事項

三 勞働者災害補償ニ關スル事項但シ社會保險ニ關スル事項ニシテ保險局ノ所掌ニ屬スルモノヲ除ク

四 勞働者ノ福利厚生ニ關スル事項

五 勞働基準局所管ノ行政ニ從事スル職員ノ教養訓練ニ關スル事項

六 都道府縣勞働基準局ノ庶務ニ關スル事項

七 他ノ主管ニ屬セザル勞働條件及勞働者ノ保護ニ關スル事項

第三十六條 安全課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 産業安全及災害豫防ニ關スル事項

二 勞働能率ノ増進ニ關スル事項

三 公害ノ防止ニ關スル事項

四 産業安全研究所ノ庶務ニ關スル事項

第三十七條を第四十二條とし、以下順次繰下げる。

第三十七條 衛生課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 勞働環境衛生ニ關スル事項

二 職業病其ノ他職業疾患ニ關スル事項

三 勞働者ノ保健ニ關スル事項

四 其ノ他勞働衛生ニ關スル事項

第三十八條 給與課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 賃金、給料其ノ他給與ニ關スル事項

二 工場勞働者用物資ニ關スル事項

第三十九條 鑛山課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 鑛山ノ監督及鑛山勞働者ニ特殊勞働條件ニ關スル事項

二 鑛山ニ於ケル産業安全、災害豫防、勞働能率ノ

増進及公害ノ防止ニ關スル事項

三 鑛山勞働者用物資ニ關スル事項

第四十條 婦人兒童課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 婦人及年少勞働者ニ特殊ノ勞働條件ニ關スル事項

二 婦人及年少勞働者ニ特殊ノ保護ニ關スル事項

三 兒童ノ使用禁止ニ關スル事項

四 婦人勞働者ニ特殊ノ勞働問題ニ關スル事項

五 家内勞働問題ニ關スル事項

第四十一條 勞働統計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 賃金、給料其ノ他給與ニ關スル統計ノ蒐集整理分析ニ關スル事項

二 其ノ他勞働條件ニ關スル統計ノ蒐集整理分析ニ關スル事項

三 生計費ニ關スル統計ノ蒐集整理分析ニ關スル事項

勞働統計課ハ前項ニ規定スル事項ヲ掌ルノ外勞働省設置ニ際シ同省ニ設置セラルベキ勞働統計調査局ノ所掌事項、職員及豫算其ノ他之ガ設置ニ付必要ナル準備事務ヲ掌ル

人口動態調査臨時特例規程の改正

今般人口動態調査臨時特例規程を次の如く改正し、

昭和二十一年七月より實施された。

人口動態調査臨時特例規程

(昭和二十一年七月三十一日)

閣令第六十九號

第一條 當分の間、人口動態調査に關しては、この閣

令の定めるところによる。

第二條 市町村長は、内地人の内地（昭和二十一年可

法省令第四十七號昭和二十年勅令第五百四十二號ポ

ツダム宣言の受諾に伴ひ發する命令に關する件に基

く出生及び死亡の届出等に關する件第一條に掲げ

地域を除く。以下同じ。）における出生及び死亡に

つき、戸籍法による届出（死亡については、官廳又は

公署の報告を含む。以下同じ。）を受けたときは（他

の市町村長が受理した届書を戸籍簿記載のため送付

して来た場合を除く。）、一箇月分を集計して、別記

様式による人口動態統計月報を作成して、翌月十日

までに府縣知事に送付しなければならない。

市町村長から府縣知事へ人口動態統計月報を送付

する場合は、府縣支廳又は地方事務所を經由しない

で、直接府縣知事に送付しなければならない。

第一項の人口動態統計月報の用紙は、内閣統計局

で調製して市町村長に交付する。

第三條 市町村長は、人口動態統計月報を作成するた

めの補助表として、人口動態統計日計表を用ひ、毎

日第二條第一項の規定によつて統計しなければならない

ない届出を割線法によつて記入し、毎月末日に各欄

の數を加算してその合計を求め、これを人口動態統

計月報の該當欄に記入しなければならない。

第四條 死産については、市町村長は、埋火葬認許證

申請書により、前二條の規定に準じて人口動態統計

月報を作成し、これを府縣知事に送付しなければな

らない。

第五條 婚姻及び離婚については、その届書を受理し

を府縣知事に送付しなければならない。

第六條 府縣知事は、市町村長から人口動態統計月報

の送付を受けたときは、これを検査して記入洩れ、

計算誤り等があればこれを當該市町村長に訊ねて訂

正した上、報告した市町村長を記した送状を添へ

て、調査月の翌月二十日までに内閣統計局に送付し

なければならない。

第七條 離島その他の地域で交通不便等のため第二條

及び前條の期限までに人口動態統計月報の送付が困

難なものについては、内閣統計局長は、地域を限つ

て別に期限を定めることができる。

第八條 この閣令では、市町村には、東京都、京都

市、大阪市、横濱市、名古屋市及び神戸市の區を、

市町村長には、東京都、京都市、大阪市、横濱市、

名古屋市及び神戸市の區の區長を、府縣知事には、

東京都長官及び北海道廳長官を、府縣支廳には、東

京都支廳及び北海道廳支廳を含む。

附則

この閣令は、昭和二十一年七月分から、これを適

用する。

人口動態調査令施行細則の一部

改正

今般人口動態調査令施行細則は次の如く改正され

た。

人口動態調査令施行細則の一部改正

（昭和二十二年一月三十一日）

（閣令第五五號）

は、人口動態調査票を、その日のうちに作成し、そ

の記入事項を検査し、誤りは直ちにこれを訂正しな

ければならない。

第三條 市町村長は、次の各號によつて人口動態調査

票を取りまとめなければならない。

一 毎月一日から十四日までに届け出られた出生、

死亡、死産、婚姻及び離婚について作成した人口

動態調査票の中から、前月中に事實の發生した分

を取り分けること

二 毎月一日から末日までの前號以外の人口動態調

査票の一箇月分を取りまとめること

三 前號の人口動態調査票の一箇月分と第一號の規

定により取り分けられた人口動態調査票の翌月分

とを取りまとめること

四 前號の手續を終へたときは、出生票、死亡票、

死産票、結婚票及び離婚票ごとに枚數を検査し、

帶紙を以て一括し、さらに各種の人口動態調査票

の全部を一括すること

前項第二號に規定する毎月一日から末日までの一

箇月を人口動態調査票の調査月と稱する。

組合市町村では、一市町村ごとに人口動態調査票

を別括にしなければならない。

第四條 市町村長は、前條の手續を終へたときは、人

口動態調査票市町村送致目録を作成して、人口動態

調査票の括にこれを添附し、人口動態調査票の調査

月の翌月十五日に、必ず府縣知事に向けて送り出さ

なければならない。

第七條中「調査月」を「人口動態調査票の調査月」に改

める。

第十二條中「調査月」を「人口動態統計月報の調査月」

に改める。